



有線放送による再送信に関する 現状と制度の概要

平成19年10月5日
総務省



【目次】

- I. 地上放送における放送対象地域について**
- II. 有線放送による再送信の現状・制度等の概要**
 - (1) 再送信に関する現状**
 - (2) 再送信に関する制度**
 - (3) 著作権制度との関係**
 - (4) 諸外国の再送信に関する制度等**



I. 地上放送における放送対象地域について

放送対象地域の概要（1）



放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（放送法第2条の2第2項）のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的な使用を考慮して、放送普及基本計画において規定（放送法第2条の2第3項）。

放送対象地域の意義

(1) 放送系の数の目標

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 「あまねく受信」の範囲

一般放送事業者：「放送対象地域において、当該放送があまねく受信できるように努めるものとする。」（放送法第2条の2第6項）
NHK：「中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。」（同法第9条第5項）

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体（NHK、放送大学学園、一般放送事業者）
- ② 放送の種類（テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等）

等に基づき設定

(2) 具体例（地上アナログテレビジョン放送）

① NHK

関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県

② 放送大学学園

関東広域圏

③ 一般放送事業者

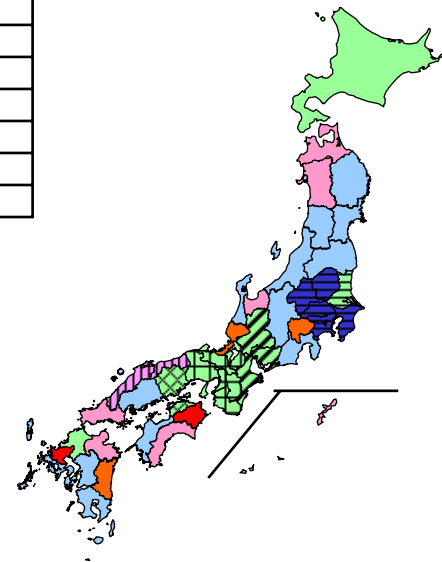
広域圏：関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏

複数の県域：鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県

その他：上記以外の各都道府県

視聴可能チャンネル数	都道府県数	世帯カバー率
6チャンネル(紺)	6	31.9%
5チャンネル(緑)	14	38.1%
4チャンネル(青)	13	19.2%
3チャンネル(桃)	9	7.5%
2チャンネル(橙)	3	2.1%
1チャンネル(赤)	2	1.2%

	関東広域圏：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県各区域を併せた区域
	近畿広域圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県各区域を併せた区域
	中京広域圏：岐阜県、愛知県及び三重県各区域を併せた区域
	岡山県及び香川県の各区域を併せた区域
	鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域



※ 世帯カバー率は、総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（平成18年3月31日現在）を基に算出

放送対象地域の概要（2）



放送法上の関係条文

- 第二条の二 総務大臣は、（中略）放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。
- 2 放送普及基本計画には、（中略）次の事項を定めるものとする。
- 一 （略）
 - 二 （中略）中波放送、超短波放送、テレビジョン放送その他の放送の種類による区分その他の総務省令で定める放送の区分ごとの同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域（以下「放送対象地域」という。）
 - 三 放送対象地域ごとの放送系（同一の放送番組の放送を同時に行うことのできる放送局の総体をいう。以下この号において同じ。）の数（受託放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標
- 3 放送普及基本計画は、第九条第一項、第二項第一号及び第五項に規定する事項、電波法第七条第三項の放送用割当可能周波数、放送に関する技術の発達及び需要の動向、地域の自然的経済的社会的文化的諸事情その他の事情を勘案して定める。
- 4～6 （略）

テレビジョン放送に係る放送対象地域と放送対象地域ごとの放送系の数の目標

放送の区分		放送対象地域		放送系の数の目標
NHKの放送	総合放送	広域放送	関東広域圏（注1）	1
		圏域放送	関東広域圏に属する県を除く道府県の各区域（注1）	放送対象地域ごとに1
	教育放送	全 国	1	
放送大学学園の放送	大学教育放送	関東広域圏（注2）	1	
一般放送事業者の放送	総合放送	広域放送	関東広域圏	5
			中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに4
		圏域放送	北海道及び福岡県の各区域並びに岡山県及び香川県の各区域を併せた区域	放送対象地域ごとに5
			岩手県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、広島県、愛媛県、長崎県、熊本県及び鹿児島県の各区域	放送対象地域ごとに4
			青森県、秋田県、富山県、山口県、高知県、大分県及び沖縄県の各区域並びに鳥取県及び島根県の各区域を併せた区域	放送対象地域ごとに3
			福井県、山梨県及び宮崎県の各区域	放送対象地域ごとに2
栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び佐賀県の各区域	放送対象地域ごとに1			

（注1）デジタル放送に限り、関東広域圏には茨城県を含まない。

（注2）関東広域圏のうち授業実施予定地域。

(参考1) マスメディア集中排除原則と放送対象地域 (1)



放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第2条の2 (放送普及基本計画)

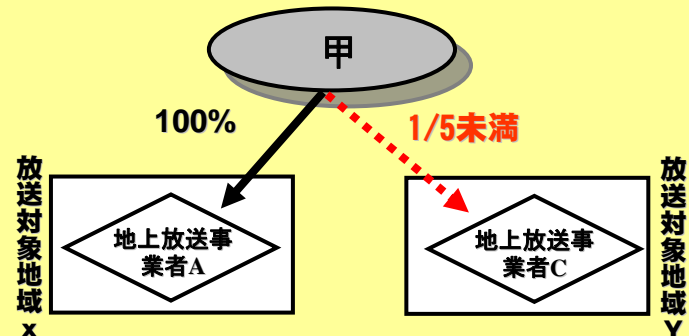
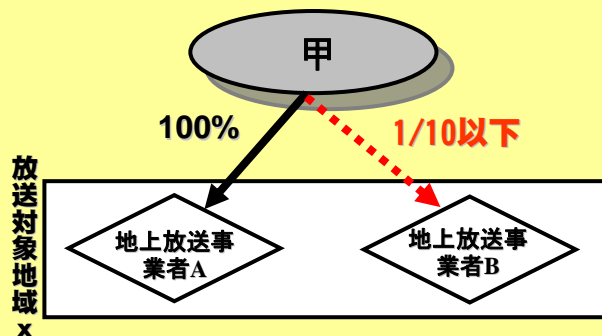
放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

(例) 地上放送事業者を支配する者が、他の地上放送事業者に出資等を行おうとする場合の原則

(i) 当該地上放送事業者が同じ放送対象地域にある場合

(ii) 当該地上放送事業者が異なる放送対象地域にある場合



マスメディア集中排除原則と放送対象地域（2）

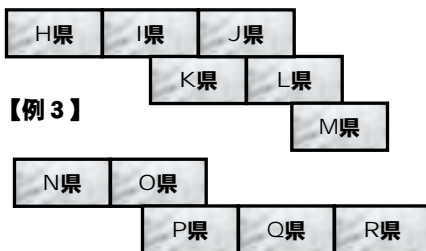
16年改正の概要（隣接地域の出資比率緩和関係）



○ 隣接地域のローカル局相互の連携の場合、7地域までの連携が可能

複数の放送対象地域が地理的に接しながら連なっているような下の例はすべて連携可能（※キー局は対象外）

【例2】



【例3】



【例1】



○ 連携の対象となる地域すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接する場合、兼営が可能

「すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接している場合」にあたる例（※関東、中京、近畿広域圏局は対象外）

【例1】



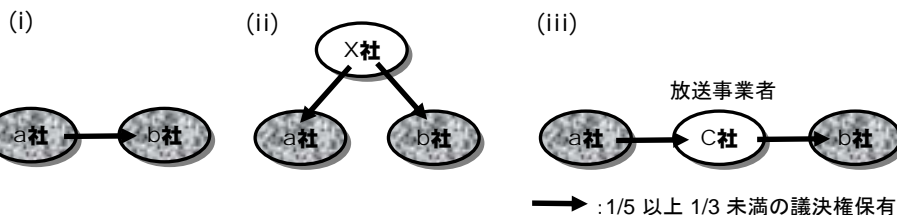
放送対象地域であるA～E県が上のような地理的な位置関係にある場合、B県に着目すると「すべてがそのうちのいずれか一つの地域（上図ではB県）に隣接している地域」にあたることになる

【例2】



放送対象地域であるW～Z県が上図のような地理的な位置関係にある場合、Y県に着目すると「すべてがそのうちのいずれか一つの地域（上図ではY県）に隣接している地域」にあたることになる

「連携」とは、放送事業者a、bの間に、次の(i)から(iii)のような議決権の保有関係がある場合をいう



→ : 1/5 以上 1/3 未満の議決権保有

【参考】「すべてがそのうちのいずれか一つの放送対象地域に隣接している場合」にあたらない例



放送対象地域であるL～O県が左図のような地理的な位置関係にある場合は、いずれの県に着目しても「すべてがそのうちのいずれか一つの地域に隣接している地域」にあたらないことになる。

※ 地域的な関連性が密接であるものとして別に定める場合も兼営まで可能（東北全県、九州全県、九州全県+沖縄県）

※ 海域を挟んで最も近い特定の放送対象地域間は「隣接」として扱う。

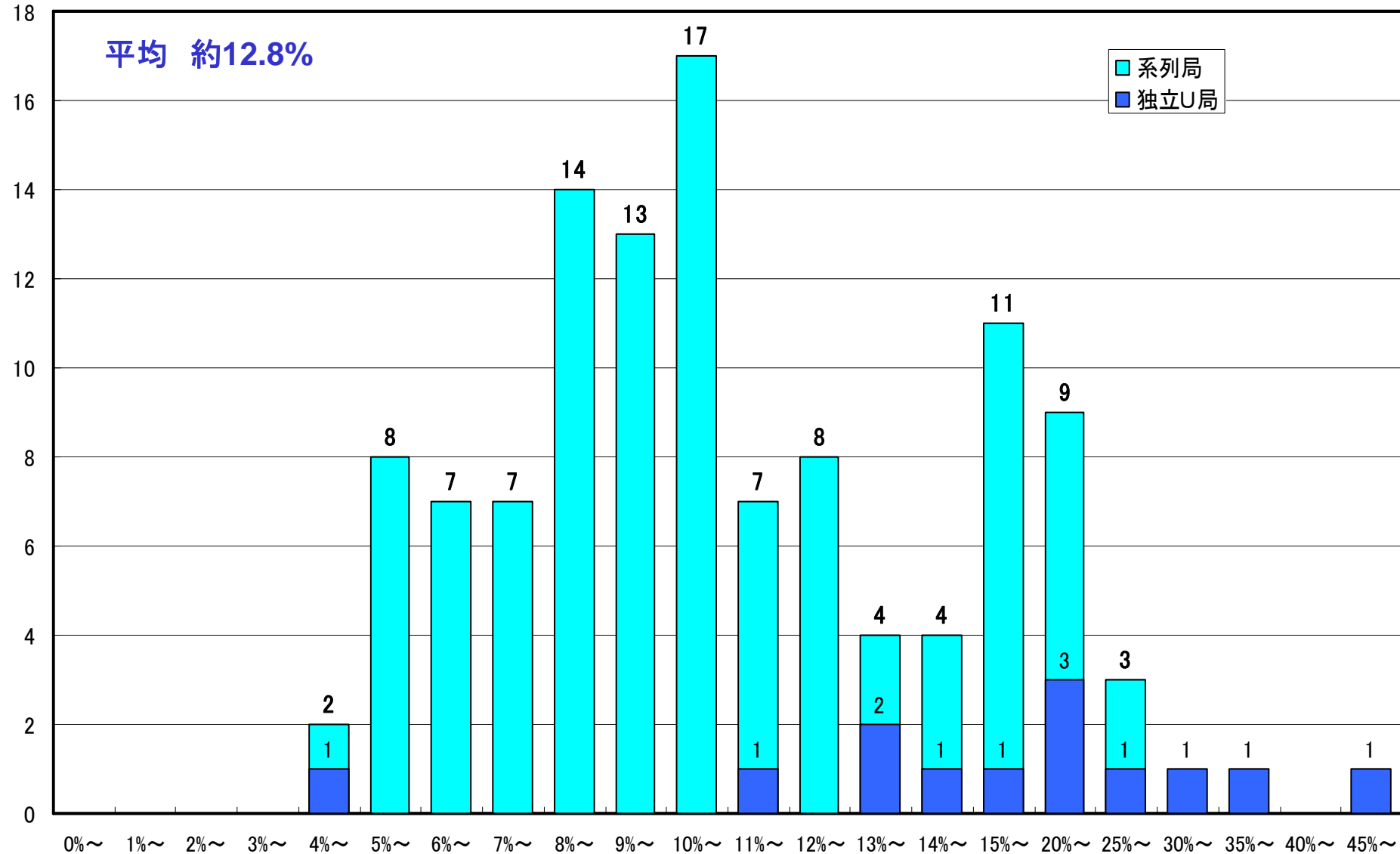
北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

(参考2) 民放の番組制作の状況



(社) 地上民放127社のローカル番組比率

(平成15年再免許時)



注 ローカル番組は、「出演者、番組内容等からみて、当該放送事業者の存立の基盤たる地域社会向けの放送番組と認められるもの」を各局が自主的に選定。



II.有線放送による再送信の現状・制度等の概要

(1) 再送信に関する実態

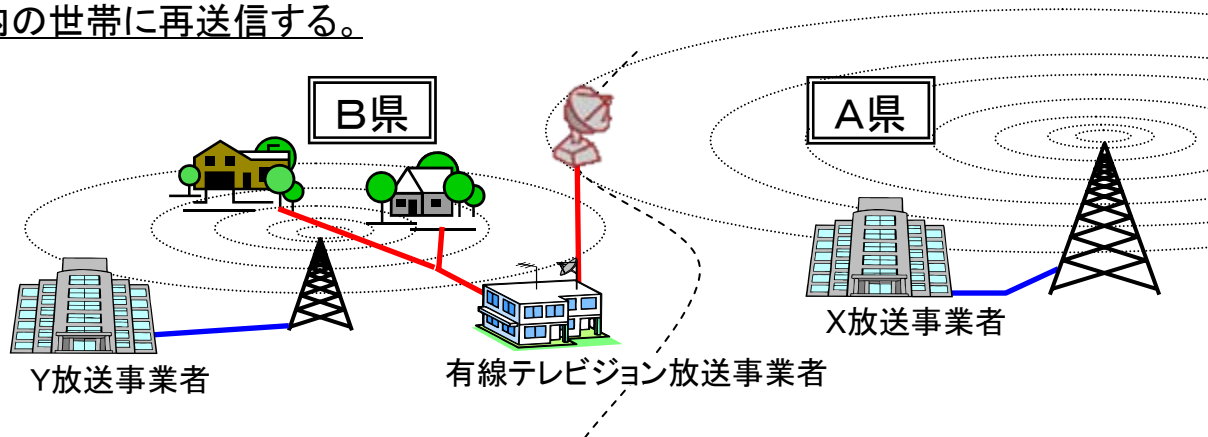
「区域外」再送信の概要



- 区域外再送信とは、地上波の放送局の放送対象地域外で、有線テレビジョン放送事業者が当該放送局の放送を再送信すること。
- なお、放送番組が一部カットして放送されるなど、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという趣旨から、有線テレビジョン放送事業者は、放送局の放送を受信し、再送信するに当たっては、放送事業者の同意を得ることが必要。(有線テレビジョン放送法第13条第2項)

◇区域外再送信のイメージ

: A県を放送対象地域とするX放送事業者の放送を、有線テレビジョン放送事業者が受信してB県内の世帯に再送信する。



「区域外」再送信の現状



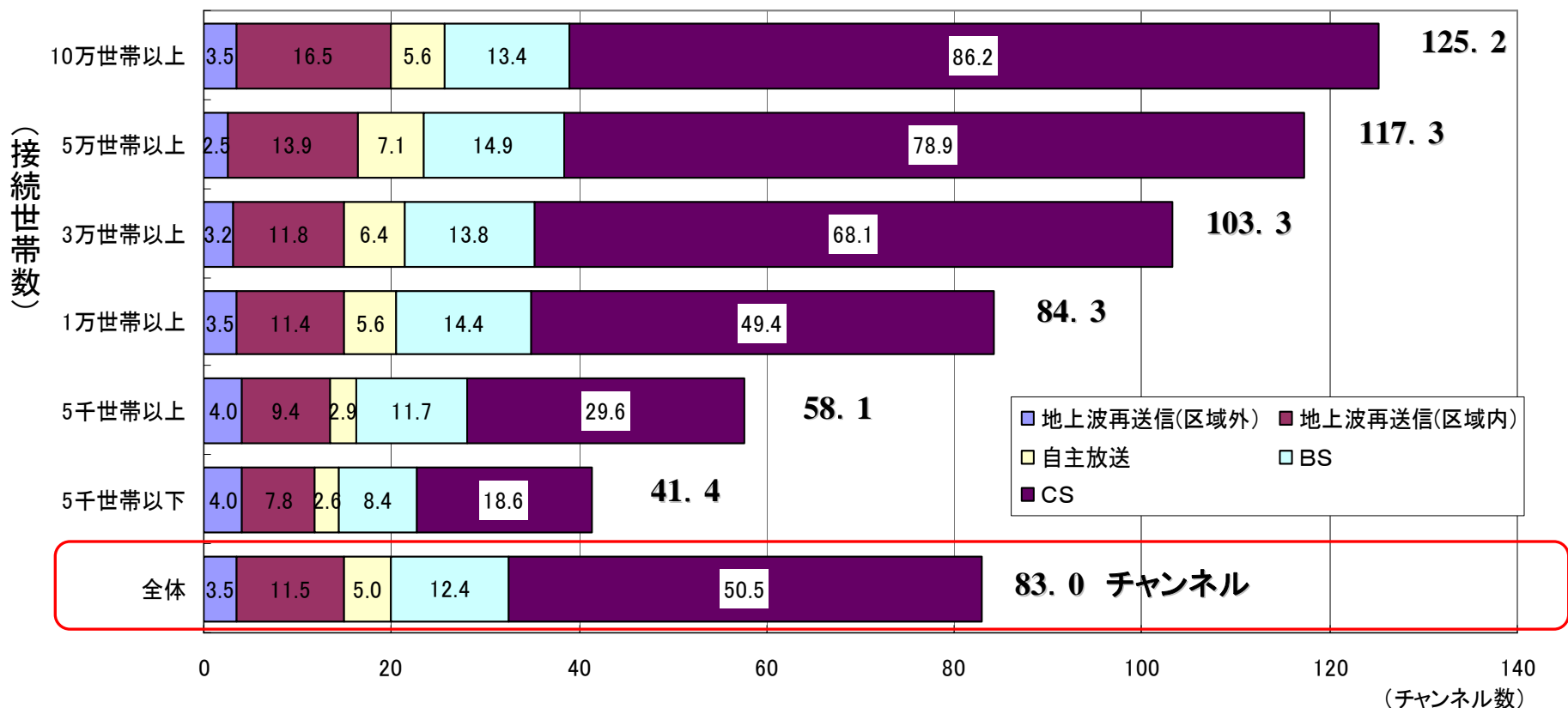
	地上アナログ放送	地上デジタル放送
<p>実態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域外再送信が行われているのは約1170チャンネル。 ○ そのうち、約310チャンネルについては、現時点で放送事業者の同意がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有線テレビジョン放送事業者が現時点で区域外再送信を希望しているのは約800チャンネル。 ○ そのうち、放送事業者の同意が得られているのは約150チャンネル。
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 数値については、平成18年9月20日時点で、地上アナログ放送の区域外再送信の状況等について、各地方総合通信局経由で有線テレビジョン放送事業者に対して調査を行い、回答があったものを取りまとめたもの。 ○ 平成19年2月1日付で、各地方総合通信局に対して、法に則った適正な再送信が行われるよう、有線テレビジョン放送事業者を必要に応じて指導するよう通知済。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同意が得られているチャンネル数については、平成19年2月末時点において、地上デジタル放送の区域外再送信の協議状況について、有線テレビジョン放送事業者及び放送事業者に対して調査を行い、両者の認識が一致したもの。 ○ 平成18年9月22日付で、有線テレビジョン放送事業者及び民間放送事業者に対して、地上デジタル放送の区域外再送信に関する個別協議の促進を文書で要請済。 ○ 地上デジタル放送については、放送事業者の同意を得ずに再送信を行っている事例は承知していない。

ケーブルテレビによる再送信の現状①



- ケーブルテレビによる送信チャンネル数(地上波・BS・CS・自主放送／アナログ・デジタル合計)の平均は83チャンネル。
そのうち地上波再送信は平均15チャンネル(アナログ・デジタル／区域内・区域外合計)。

平均送信チャンネル数(接続世帯数別(デジタル+アナログ))



※チャンネル数の計上の仕方について、事業者間で必ずしも一致しない場合がある。

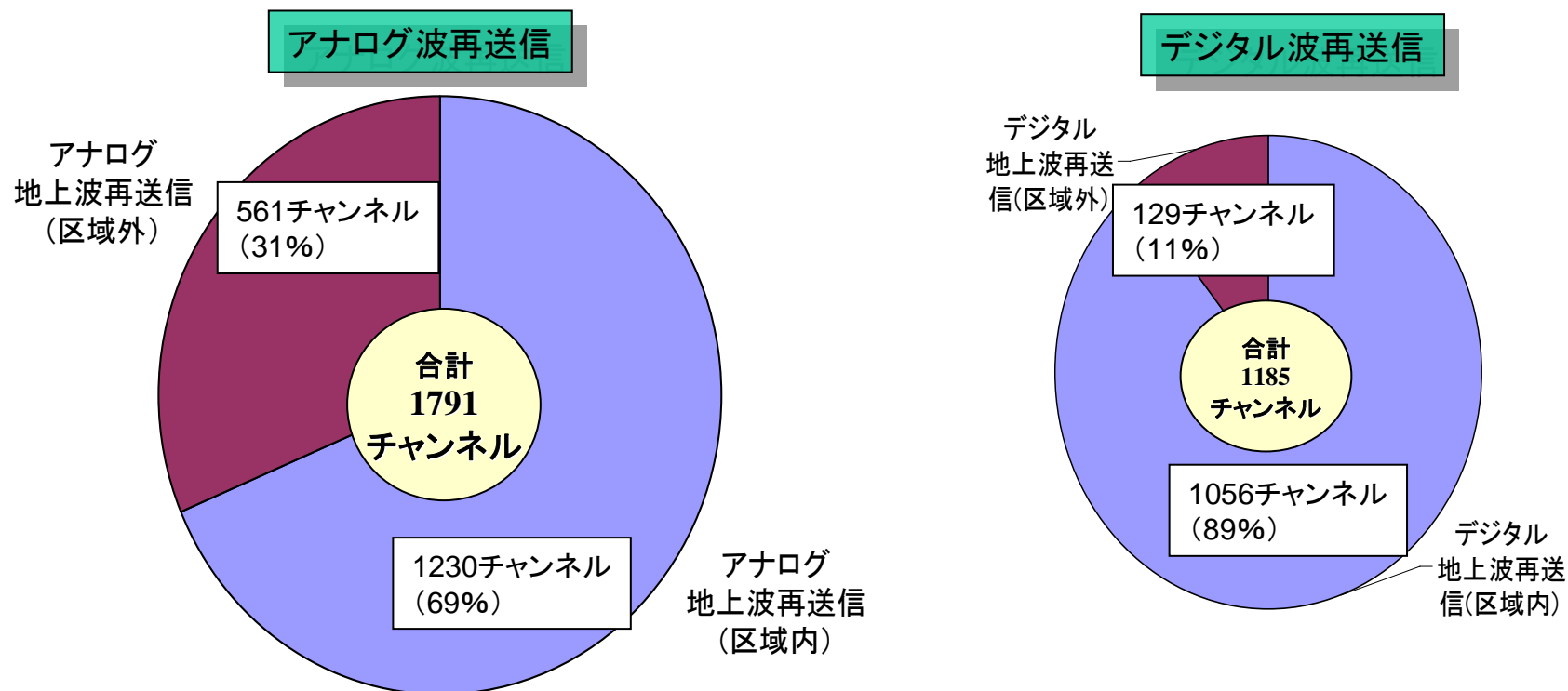
(出典) 日本ケーブルテレビ連盟調査
 調査対象: 日本ケーブルテレビ連盟及び全国有線テレビジョン協議会加入のケーブルテレビ事業者(445社・団体)
 調査時期: 平成19年8月30日～9月7日、回答率44%(198社・団体)

ケーブルテレビによる再送信の現状②



- ケーブルテレビによるアナログ地上波再送信のうち、31%が区域外再送信。
- 他方、デジタル地上波再送信のうち、11%が区域外再送信。
- 区域内波については、アナログ再送信されているものはおおむねデジタルでも再送信されている傾向にあるが、区域外波はデジタル再送信がまだ行われていないのが多いのが現状。

地上波再送信における区域内波・区域外波の比率(チャンネル数ベース)



※チャンネル数の計上の仕方について、事業者間で必ずしも一致しない場合がある。

(出典)日本ケーブルテレビ連盟調査 調査対象:日本ケーブルテレビ連盟及び全国有線テレビジョン協議会加入のケーブルテレビ事業者(445社・団体)
調査時期:平成19年8月30日~9月7日、回答率44%(198社・団体)

地上デジタル放送の区域外再送信に関する主張

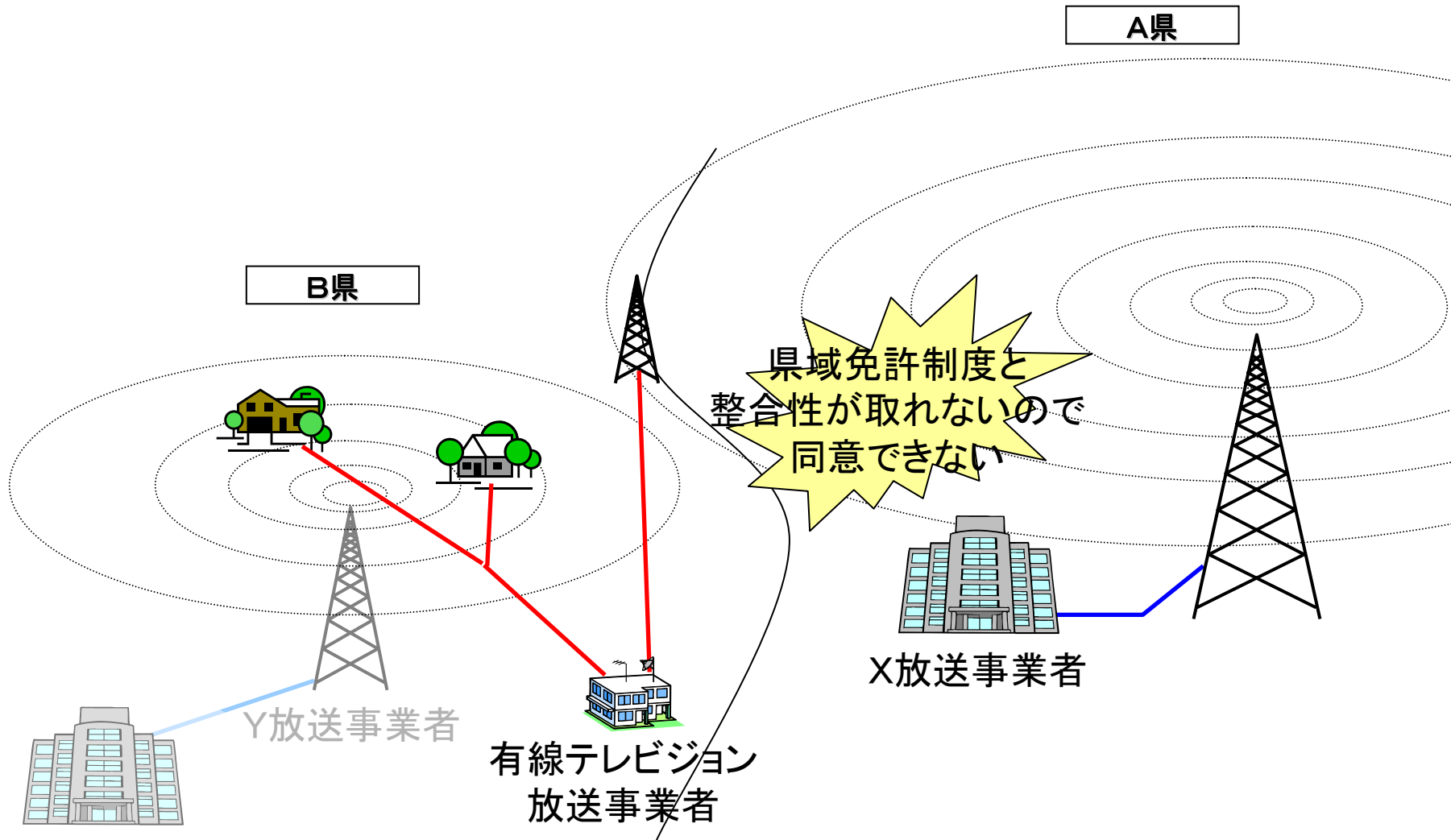


論点	地上放送事業者側	ケーブルテレビ事業者側
<p>県域免許制との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放送局のエリアが県域を単位としていること（県域免許制）との整合性が取れない。 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者の要望に応えるものであり、「県域免許」に縛られるべきではない。
<p>地元放送局との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地元民放局にとっては、自局の視聴率への影響、購入番組の価値低下など営業面で大打撃。 	<ul style="list-style-type: none"> 地元民放局の同意は、法律上、必要条件ではない。 チャンネル配列で、地元民放局を優位に扱う。
<p>区域外再送信の必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同じ系列の地元局開局後は区域外再送信はやめるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 視聴者の日常生活に既に定着。デジタル放送になると視聴できなくなることは、理解を得られない。
<p>受信点</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔地に受信点を設け伝送する形態まで再送信と認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> サービスエリア内に受信点を設置しなければならないということはない。
<p>裁定制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ事業の発展に鑑み、廃止又は大幅な見直しが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も維持、存続する必要。

区域外再送信で不同意となっている主な事例①



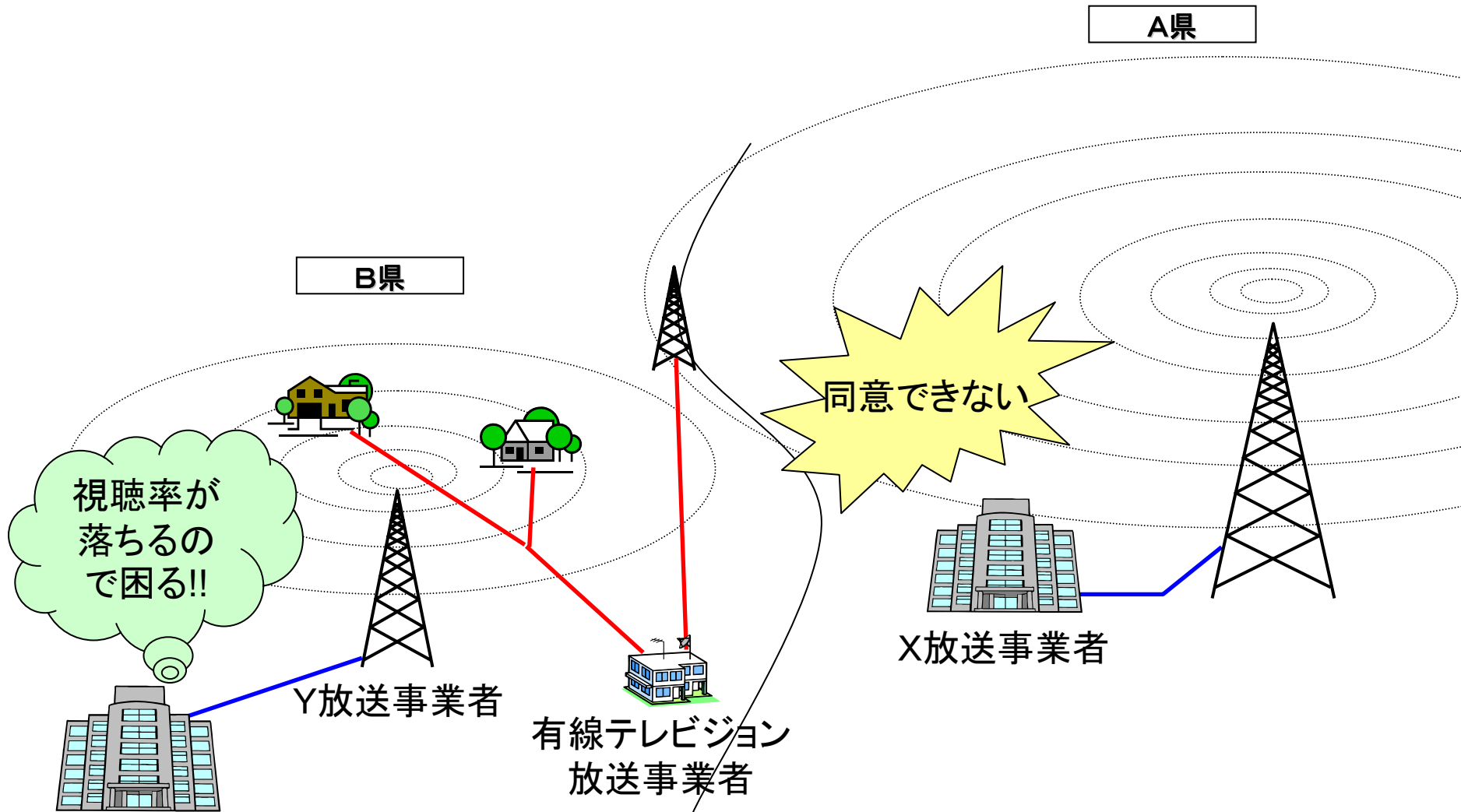
＜県域免許制度と不整合であることを理由に不同意＞



区域外再送信で不同意となっている主な事例②



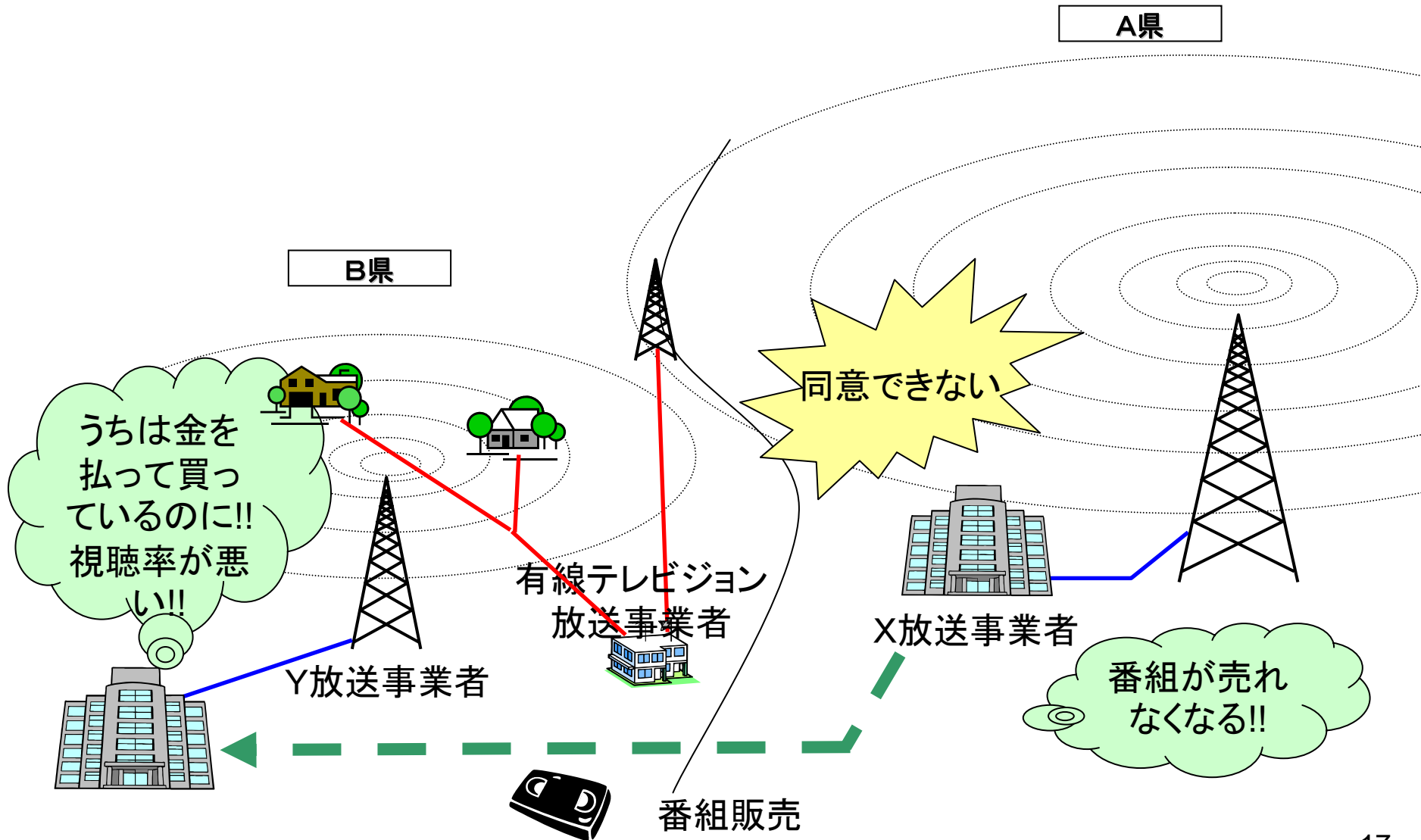
＜地元局への影響を踏まえた不同意＞



区域外再送信で不同意となっている主な事例③



＜番組販売に悪影響があること等を理由に不同意＞



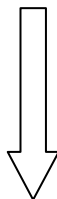


(2) 再送信に関する制度

再送信同意規定等に関連する経緯等



昭和47年： 有線テレビジョン放送法が成立
(放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するため、再送信同意制度を導入(国会修正によりあっせん制度が追加))



- ・主に地元放送局の了解が得られないため、区域外再送信を拒否する事例が発生
- ・あっせん制度が十分に機能せず

昭和61年： 有線テレビジョン放送法改正
(あっせん制度を廃止し、裁定制度を導入)

昭和62年： 大臣裁定 → 同意すべき旨裁定
(山陰ケーブルビジョン(株)と(株)サンテレビジョン)

平成5年： 大臣裁定 → 同意すべき旨裁定
(高知ケーブルテレビ(株)とテレビせとうち(株))



- ・平成15年頃～ 地上デジタル放送の開始に向け、区域外再送信問題が各地で表面化
- ・平成18年9月 総務省から、民放事業者及びケーブルテレビ事業者に、地上デジタル放送の区域外再送信に関する個別協議の促進を文書で要請
- ・平成18年12月 全国都道府県庁所在地で地上デジタル放送開始

平成19年3月： 大分のケーブルテレビ事業者4社が福岡民放4社を対象に裁定を申請

ケーブルテレビ業界の状況

- ・小規模な事業者がほとんど(約99%)
- ・世帯普及率はテレビ受信世帯数の約14%
- ・事業者は、地域ごとに小規模で独立して活動

数値は、昭和60年3月31日時点



- ・依然として小規模な事業者が多数であるが、比較的大規模な事業者も存在
- ・世帯普及率も約40%(平成18年3月末現在)
- ・ネットワークを通じて事業者同士が接続するケースや、グループ経営を行うMSOも存在
(例) JCOMグループの場合

- ・JCOM全体の加入世帯数*: 約220万世帯

(平成18年3月末現在)

*ケーブルテレビ、インターネット、電話サービスのいずれかに加入している世帯数

- ・JCOM全体の営業収益: 約2200億円

(平成18年1月～12月の数値)

(JCOMに関する数値は、同社の有価証券報告書及びニュースリリースから)



有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)(抄)

(再送信)

第13条 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第三条第一項の許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、テレビジョン放送(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)の受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。以下同じ。)を行う放送局(放送法第二条第三号に規定する放送局をいう。)を開設しているすべての放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいう。以下同じ。)のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送(委託して行わせるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4 総務大臣は、前項の規定による裁定の申請があつたときは、その旨を当該申請に係る放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6 同意をすべき旨の裁定においては、第三項の申請をした者が再送信することができるテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送、その者が再送信の業務を行うことができる区域及び当該再送信の実施の方法を定めなければならない。

7 総務大臣は、第三項の裁定をしたときは、遅滞なく、その旨を当事者に通知しなければならない。

8 第六項の裁定が前項の規定により当事者に通知されたときは、当該裁定の定めるところにより、当事者間に協議が調つたものとみなす。

義務再送信(法第13条第1項)



有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)

第13条 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者は、第三条第一項の許可に係る施設を設置する区域の全部又は一部が、テレビジョン放送(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)の受信の障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にあるときは、その指定した区域においては、当該施設を設置する区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して、音声その他の音響、文字、図形その他の影像又は信号を送る放送であつて、テレビジョン放送に該当しないものをいう。以下同じ。)を行う放送局(放送法第二条第三号に規定する放送局をいう。)を開設しているすべての放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいう。以下同じ。)のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

2~8 (略)

立法趣旨

テレビジョン放送の良好な受信ができなくなっている地域、いわゆる難視聴地域においては、その難視聴を解消するためには、有線テレビジョン放送によることが最も有効な手段であることに鑑み、このような難視聴地域のうちでも特に受信障害の程度が高い地域で、郵政大臣(総務大臣)が受信障害発生区域として指定した区域においては、当該区域に施設を設置する有線テレビジョン放送施設者に対し、地元のテレビジョン放送等の再送信の義務を課すことによって、当該区域の住民に対し、テレビジョン放送等の視聴を確保し、受信者の保護を図ることとしたものである。

(出典) 有線テレビジョン放送法コンメンタール

留意点

- 本規定により有線テレビジョン放送施設者に再送信義務を課すためには、総務大臣が当該難視聴地域を指定する必要があるが、本規定は過去に一度も発動されたことはない。

再送信同意(法第13条第2項)①



有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)

第13条(略)

2 有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者(放送法第2条第3号の4に規定する受託放送事業者を除く。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法第2条第3項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得なければ、そのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送(委託して行わせるもの及び電波法(昭和25年法律第131号)第5条第5項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。以下この条において同じ。)又は電気通信役務利用放送を受信し、これらを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を再送信するときは、この限りでない。

3~8(略)

立法趣旨

○ 再送信同意制度の趣旨については、有線テレビジョン放送法案が審議された昭和47年5月18日の衆議院逓信委員会において、阿部未喜男委員の質問に対し、当時の藤木電波監理局長から、「この同意の問題は、現在の有線放送業務の運用の規正に関する法律というものがございまして、これをそのまま持ってきたわけではありますが、…」と答え、有線テレビジョン放送法の同意制度が有線放送業務の運用の規正に関する法律の同意制度と同じ趣旨で、設けられたことを明らかにしている。

○ 他方、有線放送業務の運用の規正に関する法律案が審議された昭和26年3月26日の参議院電気通信委員会においては、鈴木恭一参議院議員と提案者である高塩三郎衆議院議員との間で次のような質疑応答があった。

《第10回国会 参議院電気通信委員会(昭和26年3月26日)》

鈴木恭一君「その次は第5条の再送信の同意の問題でございます。これは放送法の第6条と同じ趣旨であると考えます。第6条は、著作権の保護の規定ばかりでなく、その編集が再送信の際に歪曲されるということに対する保護、こう我々は解釈しております。そこで放送協会の共同聴取の場合でも、放送が中断されるような施設のある場合に、この規定の存在の意義がある、こう解釈してよろしいございませうか。」

高塩三郎君「大体その通りでございますが、なお付け加えて御説明申し上げますが、第5条の再送信の同意に関する規定で、NHKをも含めた無線放送事業者の同意を要することといたしましたのは、中継、特に録音中継の場合における放送著作権の保護と、いわゆるこまぎれ放送による権利の侵害を防止するためであります。」

○ 以上の国会での議論は、有線テレビジョン放送法第13条第2項が、再送信の際に放送元の放送事業者の編集内容が変更されること等を防止すること、すなわち、放送事業者の放送の編集意図がその意に反し、侵害され又は歪曲されないことを担保するための制度であることを明らかにしているものと解される。



参考①

○ 過去の裁定においては、再送信同意制度の趣旨について、以下のとおり解している。

《昭和62年裁定(昭和62年郵放有第32号)》 ※山陰ケーブルビジョン(株)と(株)サンテレビジョンの事例

3 判断
テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図ることとし、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

(以下略)

《平成5年裁定(平成5年郵放有第13号)》 ※高知ケーブルテレビ(株)とテレビせとうち(株)の事例

3 判断
テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。

(以下略)

《平成19年裁定(平成19年総情域第157号)》 ※大分ケーブルテレコム(株)とアール・ケー・ビー(株)の事例等

3 判断
テレビジョン放送の再送信を放送事業者の同意に係らしめている法第13条第2項の趣旨は、有線テレビジョン放送事業者の再送信という行為によって放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されるという事態を防止し、もって放送秩序の維持を図るため、放送事業者に再送信の方法等をチェックさせることにより両者の間で調整を行わせ、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保するところにある。



参考②

「放送法」(昭和二十五年法律第百三十二号)

第六条 放送事業者は、他の放送事業者(受託放送事業者を除く。)又は電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下同じ。)の同意を得なければ、その放送(委託して行わせるものを含む。)又は電気通信役務利用放送(同条第一項に規定する電気通信役務利用放送をいう。以下同じ。)を受信し、これらを再放送してはならない。

「有線放送業務の運用の規正に関する法律」(昭和二十六年法律第百三十五号)【現行「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」】

<新規制定時>

第五条 有線放送の業務を行う者は、同意を得なければ、放送事業者の放送を受信しこれを再送信してはならない。

<現行>

第五条 有線ラジオ放送の業務を行う者は、ラジオ放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者のうち同条第三号の四に規定する受託放送事業者以外のもの及び電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。)の同意を得なければ、そのラジオ放送(委託して行わせるものを含む。)を受信し、これを再送信してはならない。

「電気通信役務利用放送法」(平成十三年法律第八十五号)

第十二条 電気通信役務利用放送事業者は、他の電気通信役務利用放送事業者又は放送事業者(放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者をいい、同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。第十五条において同じ。)の同意を得なければ、その電気通信役務利用放送又は放送(同法第二条第一号に規定する放送をいい、委託して行わせるもの及び電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が受信して再送信するものを含む。第十五条において同じ。)を受信し、これらを再送信してはならない。

裁定(法第13条第3項等)



有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)

第13条(略)

2(略)

3 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送事業者となろうとする者を含む。)は、放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者に対し、前項本文の同意(以下単に「同意」という。)につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。

4~8(略)

立法趣旨

○ 裁定制度の立法趣旨については、裁定制度を導入した昭和61年の第104回国会で以下のとおり答弁されているとおり、再送信をめぐる問題について、あっせん制度が機能しなかったためと考えられる。

《第104回国会 衆議院逓信委員会(昭和61年4月23日) 佐藤郵政大臣答弁》

「CATVが多チャンネルの特性を持って、地域住民、国民のニーズに応じていくという大きな要望を背負っていることは言うまでもございません。ところが、このCATVが放送事業者との関連において、放送事業者の方は必ず同意をしてもらいたいという意見、CATVの事業者は同意なしでやっていきたい、こういう意見の対決が去年、おととしくらいから明確に表に出てまいりました。したがって**各地域においてトラブルが発生して、なかなかあっせんというだけでは解決できないという現実の面が出てまいりましたので、裁定という法的根拠を、公平に行う手段として今度の法改正をしたわけでございまして、その実施に当たっては、民間同士で話すことが第一義である、いわゆる伝家の宝刀的なこの裁定というものは極力避けていきたい、しかしどうにもならないというときには、双方の意見を十分に公平に判断した上で所定の手続をとって裁定に持っていく、こう基本的に考えた次第でございます。**」

《第104回国会 衆議院逓信委員会(昭和61年4月23日) 森島政府委員答弁》

「裁定は個々の具体的事案につきまして、両当事者の意見を個別に聞きながら行うものでございますけれども、恣意的なことがあってはならないという点で、その点は御指摘のとおりでございます。

いろいろなケースが考えられますが、**共通する一応の判断の目安というようなものを五点申し上げますと、放送番組が放送事業者の意図に反して一部カットして再送信されるというような場合、それから放送事業者の意に反して番組が異時再送信と申しますか、同時でない再送信が行われるような場合、それから再送信のチャンネルが別の番組に使われて混乱を起こすことがあるような場合、それからCATVの施設が確実に設置できるというような見通しがないとか、そういうCATV事業者としての適格性に問題があるような場合、あとCATV側の技術レベルに問題があるような場合、こういったことが一応判断の目安になる**というように考えております。」

裁定(法第13条第3項等)



有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)

第13条(略)

2~4(略)

5 総務大臣は、前項の放送事業者又は電気通信役務利用放送事業者がそのテレビジョン放送若しくはテレビジョン多重放送又は電気通信役務利用放送の再送信に係る同意をしないことにつき正当な理由がある場合を除き、当該同意をすべき旨の裁定をするものとする。

6~8(略)

◆「正当な理由」とは、放送事業者の放送の意図がその意に反し、害され又は歪曲されないことを担保するという再送信同意制度の趣旨に適うものとして、次のような場合にそれが認められることとされている。

《第104回国会衆議院通信委員会(昭和61年4月23日)で表明》

- ①放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合
- ②放送事業者の意に反して、異時再送信される場合
- ③放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合
- ④ケーブルテレビの施設が確実に設置できるという見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等、ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題があるとされる場合
- ⑤ケーブルテレビの受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合

地上アナログ放送の大臣裁定事例



山陰ケーブルビジョン(株)と(株)サンテレビジョンの事例(昭和62年7月)

- 1 申請者：山陰ケーブルビジョン(島根県松江市)
- 2 相手方：サンテレビジョン(兵庫県独立U局)
- 3 経緯：地元民放同意が得られないため、当事者間協議が整わず裁定申請
- 4 論点：裁定にあたって、放送事業者は以下の5点の理由により同意できないと主張した。
 - ①地元放送局の同意がないこと
 - ②電波の受信状況が悪いこと
 - ③番組販売に損失が出ること
 - ④ケーブルテレビは地域密着番組を制作・放送すべきであり、再送信に依存すべきではないこと
 - ⑤チャンネルプランを形骸化すること
- 5 裁定：郵政省としては、
 - ・①、③及び④については、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実とは認められないため、同意をしない「正当な理由」には該当しないこと
 - ・②については、申請者の計画する受信点で受信した場合に再送信される放送番組の影像及び音声は実用に供しうるものであり、同意をしない「正当な理由」には該当しないこと
 - ・⑤についても、本件の再送信により周波数割当計画に定められている放送が実施できなくなるような具体的事実は認められないことから、電気通信審議会に同意すべき旨の裁定案を諮問し、同審議会から適当である旨の答申を受けた。

高知ケーブルテレビ(株)とテレビせとうち(株)の事例(平成5年6月)

- 1 申請者：高知ケーブルテレビ(株) (高知県高知市)
- 2 相手方：テレビせとうち(株) (岡山県・香川県TX)
- 3 経緯：地元民放同意が得られないため、当事者間協議が整わず裁定申請
- 4 論点：裁定にあたって、放送事業者は、民放連における申合せに従い、地元放送局の同意が得られていないため同意できないと主張した。
- 5 裁定：郵政省としては、放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる事実とは認められず、同意をしない「正当な理由」には該当しないと判断したため、電気通信審議会に同意すべき旨の裁定案を諮問し、同審議会から適当である旨の答申を受けた。

今般の裁定申請状況及びスケジュール等



	裁定に関する申請者（有線テレビジョン放送事業者） ・対象者（放送事業者）		日程等
	申請者	対象者	
①	大分県のCATV4社	福岡県の民放4社 (デジタル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月23日：九州総合通信局に申請 ・ 5月24日：情報通信審議会有線放送部会（16回）に諮問 ・ 6月11日：同部会（17回）で関係者から意見聴取 ・ 6月24日：同部会（18回）で論点整理等 ・ 7月11日：同部会（19回）で答申案について審議 ・ 8月9日：同部会（20回）から答申 ・ 8月17日：総務大臣の裁定
②	鳥取県、島根県及び 広島県のCATV9社	岡山県の民放1社 (アナログ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月30日：中国総合通信局に申請 ・ 6月26日：放送事業者に意見照会 ・ 7月17日：放送事業者から回答 ・ 8月31日：情報通信審議会有線放送部会に諮問 ・ 9月26日：同部会（22回）で個別論点について審議
	山口県のCATV2社	広島県の民放4社 (アナログ)	
③	長野県のCATV2社	在京キー局5社 (デジタル)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6月13日：信越総合通信局に申請 ・ 7月10日：放送事業者に対して意見照会 ・ 7月30日：放送事業者から回答 <p>(今後、情報通信審議会有線放送部会に諮問予定)</p>



裁定申請の概要

1 申請日

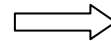
平成19年3月23日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

大分県の有線テレビジョン放送事業者4社が、それぞれ福岡県の放送事業者4社を対象に裁定を申請

大分県の有線テレビジョン放送事業者4社

- ・大分ケーブルテレコム株式会社(大分県大分市)
- ・シーティービーメディア株式会社(大分県別府市)
- ・株式会社ケーブルテレビ佐伯(大分県佐伯市)
- ・大分ケーブルネットワーク株式会社(大分県大分市)



福岡県の放送事業者4社

- ・アール・ケー・ビー毎日放送株式会社(福岡県福岡市)
- ・九州朝日放送株式会社(福岡県福岡市)
- ・株式会社テレビ西日本(福岡県福岡市)
- ・株式会社福岡放送(福岡県福岡市)

3 再送信しようとするテレビジョン放送

各放送事業者の北九州テレビジョン中継局のデジタルテレビジョン放送

4 裁定申請の理由

4社とも、再送信同意について協議が不調のため



経緯

- 3月23日： 裁定申請。
- 4月10日： 有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、福岡県の放送事業者に意見書の提出を要請。
- 4月26日： アール・ケー・ビー毎日放送株式会社、株式会社福岡放送が意見書を提出。
- 5月 1日： 九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本が意見書を提出。
- 5月24日： 情報通信審議会有線放送部会第16回会合を開催。
 - ・有線テレビジョン放送法第26条の2に基づき、裁定について諮問。
 - ・諮問に対する今後の進め方について意見交換。
- 6月11日： 情報通信審議会有線放送部会第17回会合を開催。
 - ・以下の事業者から意見聴取を実施。
 - ・裁定申請者（大分ケーブルテレコム株式会社、シーティービーメディア株式会社、株式会社ケーブルテレビ佐伯、大分ケーブルネットワーク株式会社）
 - ・裁定対象者（アール・ケー・ビー毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、株式会社福岡放送）
 - ・大分県の民放事業者（株式会社大分放送、株式会社テレビ大分、大分朝日放送株式会社）
- 6月21日： 情報通信審議会有線放送部会第18回会合を開催。
 - ・これまでの審議を踏まえ、個別の論点について議論。
- 7月11日： 情報通信審議会有線放送部会第19回会合を開催。
 - ・答申案について議論。
- 8月9日： 情報通信審議会有線放送部会第20回会合を開催。
 - ・答申案について議論し、答申。
- 8月17日： 総務大臣の裁定。

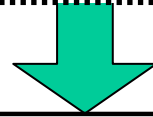
地上デジタル放送の大臣裁定事例①-3



福岡民放の主な主張	判断
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域外再送信は地域免許制度を形骸化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域免許制度は電波による放送に関する制度。有線テレビジョン放送とは直接的には関係なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元大分の放送事業者の視聴率等が低下し、経営的な影響が大。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営的影響は放送の意図とは直接的には関係なし。金銭的問題については、民事的解決に属する事項である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権処理が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再送信同意制度と著作権制度は別のもの。著作権に関しては、別途著作権法の規定に従って解決されるべきである。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域外再送信により大分県の放送が視聴されず、緊急災害情報の確認が遅れる等、大分県民に不利益が発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の選択は視聴者の自主性が尊重されるべきであり、放送事業者が一方的に決定・制限できる事項とは認められない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ アナログ放送において、過去に、同意を得ながら勝手に再送信を停止した事業者は問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①停止の理由となったシステム面の問題について改善している、②再発防止のための措置を講ずるとしていること等から、デジタル放送では停止される可能性が高いとは言えない。



福岡民放4社の主張には、放送の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、同意をしないことにつき正当な理由があると認めるに足る事実は存在しない。



福岡民放4社のデジタル放送の再送信について、**全て同意すべき旨裁定することが適当。**
 なお、総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべき。その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべき。

裁定申請されている事例①



裁定申請の概要

1 申請日

平成19年5月30日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

中国管内の有線テレビジョン放送事業者11社が、**地上アナログ放送**の同意が切れている中国管内の放送事業者の再送信同意に係る裁定を申請(下記参照)

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため

	有線テレビジョン放送事業者(裁定申請者)		放送事業者(裁定対象者)		
	事業者名	業務区域	事業者名	放送対象区域	
1	日本海ケーブルネットワーク(株)	鳥取県 鳥取市、倉吉市、三朝町	テレビせとうち(株)	岡山県・香川県	
2	(株)鳥取テレピア				鳥取市
3	(株)中海テレビ放送				米子市、日吉津村、境港市、岸本町、日南町、南部町、大山町、伯耆町
4	鳥取中央有線放送(株)				北栄町、琴浦町、湯梨浜町
5	山陰ケーブルビジョン(株)	島根県 松江市			
6	出雲ケーブルビジョン(株)				出雲市、斐川町
7	(株)東広島ケーブルメディア	広島県 東広島市			
8	三原テレビ放送(株)				三原市
9	尾道ケーブルテレビ(株)				尾道市
10	Kビジョン(株)	山口県 下松市、光市、周南市	(株)テレビ新広島、(株)中国放送、広島テレビ放送(株)、(株)中国放送	広島県	
11	(株)アイ・キャン				岩国市、和木町



裁定申請の概要

1 申請日

平成19年6月13日

2 申請者及び申請に係る放送事業者

長野県内の有線テレビジョン放送事業者2社((株)テレビ松本ケーブルビジョン(松本市)、エルシーブイ(株)(諏訪市))が、在京キー局5社(日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京)に対して、**地上デジタル放送**の再送信同意に係る裁定を申請。

(なお、上記有線テレビジョン放送事業者2社は、在京キー局5社のアナログの再送信同意に関して、当初同意を得ていたが、その後、期限の更新がされていないまま、再送信を行っている状況。)

3 裁定申請の理由

再送信同意について協議が不調のため



(3) 著作権制度との関係



著作権法上の権利との関係

- 再送信にあたっては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者から、有線テレビジョン放送法の同意とは別に、著作権法上の著作権・著作隣接権の許諾を得る必要がある。
- また、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者は、番組に含まれる著作物（音楽、脚本等）について、著作権に関する権利処理を行う必要がある。
- 過去の国会審議においては、有線テレビジョン放送法の同意制度と著作権法の著作隣接権制度は、別個の制度であると答弁されている。

過去の国会答弁

《第104回国会参議院通信委員会（昭和61年5月13日）文化庁岡村政府委員答弁》

「有線テレビジョン放送で認められております同意の制度と、それから著作権法で規定しております著作隣接権制度というのは全く別個の制度、権利でございます。したがって、理論上は著作隣接権は著作隣接権として許諾権でございますからノーと言うことは可能でございますけれども、ご承知のとおり著作権あるいは著作隣接権というのは、権利者の権利を保護すると同時に、これは文化的所産でございますので国民の多くの方々に利用していただくということによって初めて重要な意味をもつ。したがって、公正な利用ということについてもその法律の趣旨の中にはあるわけでございます。」

《第104回国会参議院文教委員会（昭和61年5月15日）郵政省濱田政府委員答弁》

「この再送信同意制度というものの目的でございますが、これは放送事業者の放送の意図を保護することによりまして放送秩序の維持を図るというところにポイントがあるわけでございます。したがって、著作権制度とはその制度の趣旨を異にしておるというふうに私ども考えております。この再送信制度の関係での裁定が、著作権法上の著作権とか著作隣接権に影響を与えるものではないというふうに私ども考えております。」

《第104回国会参議院文教委員会（昭和61年5月15日）文化庁加戸政府委員答弁》

「これは、今郵政省から御議論ありましたように、実態的なトラブルもないし、また、そういうケースも考えられないということですが、理論的可能性として、放送事業者の同意が拒まれたために、有線テレビジョン放送法上の同意の許可が郵政大臣から与えられたにもかかわらず、著作権法を理由に放送事業者がCATVに許諾をしないというようなことが起き得るとすれば、それはまさに財産権の乱用でございます。みずからの首を絞めるわけでございますが、その事態になれば文化庁としては、裁定ではなくて、放送事業者の隣接権を廃止するというような決意でも持たなきゃならぬ事柄ではないかというふうに考えております。もちろんこういうことは理論上の可能性だと思います。」

著作権法上の地上放送の再送信に係る規律



地上放送を再送信するためには、放送番組に係る全ての権利処理を行う必要。

①放送事業者が有する有線放送に関する権利

		著作権法に基づく許諾の要否	契約形態
自ら制作した放送番組についての権利	著作権	許諾必要 (著作権法第23条)	個別契約 (ただし、現在、対価請求を留保している模様)
有線放送させる権利	著作隣接権	許諾必要 (著作権法第99条)	個別契約 (ただし、現在、対価請求を留保している模様)

②放送番組に含まれる著作物の原権利者が有する有線放送に関する権利

		著作権法に基づく許諾の要否	契約形態	
著作権	文芸 (原作者・脚本家)	許諾必要 (著作権法第23条)	年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理) (注2)	
	音楽 (作詞家・作曲家)	許諾必要 (著作権法第23条)	年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理) (注2)	
著作隣接権	レコード (レコード製作者)	許諾不要 ただし、報酬請求権有り (著作権法第97条) (注1)	— (注3)	
	実演 (演奏家、歌手 俳優等)	レコード 実演	許諾不要 ただし、報酬請求権有り (著作権法第95条) (注1)	— (注3)
		映像実演	許諾不要 ただし、報酬請求権有り (著作権法第92条、第94条の2) (注1)	年間包括契約による支払い (5団体ルールによる一括処理あり)

(注1) 上記の下線部分については、第165回臨時国会において成立し、平成19年7月1日から施行。

(注2) ただし、5団体に加入していない権利者については、年間包括契約ではカバーできていない。

(注3) 年間包括契約の締結に向け、(社)日本ケーブルテレビ連盟と各権利者団体が交渉中。

著作権法上の再送信に関する特例規定



著作権法においては、再送信に関して、非営利無料の場合及び義務再送信の場合に特例規定がある。

(1) 非営利無料で再送信を行う場合

著作権法第38条第2項等により、非営利無料で再送信を行う場合は、放送に係る著作権・著作隣接権は働かない。

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第38条（略）

2 放送される著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、有線放送し、又は専ら当該放送に係る放送対象地域において受信されることを目的として自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

3～5（略）

第102条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の二まで並びに第四十四条(第二項を除く。)の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の三の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、第四十四条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2～7（略）

(2) 義務再送信の場合

著作権法第99条第2項により、有線テレビジョン放送法第13条第1項に基づく義務再送信の場合は、放送事業者の著作隣接権は働かない。

著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）

第99条 放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する。

2 前項の規定は、放送を受信して有線放送を行なう者が法令の規定により行なわなければならない有線放送については、適用しない。



いわゆる5団体ルールについて

- 再送信に関する原権利者に対する著作権処理については、日本ケーブルテレビ連盟が交渉窓口となり、以下の権利者団体と年間包括契約を結んでおり、「5団体ルール」と呼ばれている。
 - ・ 協同組合日本脚本家連盟（日脚連）
 - ・ 協同組合日本シナリオ作家協会（シナ協）
 - ・ 社団法人日本文芸著作権保護同盟（文芸保護同盟）
 - ・ 社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）
 - ・ 社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）

- 個々の有線テレビジョン放送事業者は、この年間包括契約に基づき、各権利者団体に支払いを行っている。

<使用料算定式>

区域内再送信（A）： 前年度収入×0.015%×区域内再送信のチャンネル数

区域外再送信（B）： 前年度収入×0.09%×区域外再送信のチャンネル数

著作物使用料＝（A）＋（B）

ただし、（A）＋（B）の合計が前年度収入の0.35%を超える場合は、0.35%とする。



(4) 諸外国の再送信に関する制度等



地上波放送の放送区域

- 日本のように、地域ごとの放送区域に分かれているのは米国。
- 英国、仏国及び韓国は、全国放送が基本(一部で地域放送)。
- 独国は、全国放送及び州ごとの公共放送のみ。

再送信に係る規律

- 日本を除き、おおむね、区域内再送信の場合は、放送事業者の同意を必要とせず、むしろ、ケーブルテレビ事業者に再送信義務。
- 区域外再送信については、日本を含め、おおむね、放送事業者の同意が必要であり、かつ、著作権法上の処理も必要。
- また、再送信義務等、仏国や韓国においては、区域内外ではなく、公共放送か商業放送かで取扱を区別。

諸外国の制度等(詳細)



		日本	米国	英国	仏国	独国	韓国
地上波放送の放送区域		放送対象地域ごとの放送。	全て地域ごとの放送。放送区域あり。 ※地上波放送のローカル市場は、Nielsen Media Research 社が定義する Designed Market Area (DMA) によって規定。	基本的には全国放送。一部地域ごとの放送が存在。 ※全国向けの放送（公共放送及び商業放送）と地域ごとの商業放送が存在。	基本的には全国放送。一部地域ごとの放送が存在。 ※全国向けの放送（公共放送及び商業放送）と地域ごとの小規模商業放送が存在。	全国放送と州ごとの放送が存在。 ※全国向けの公共放送と州ごとの放送区域にわかれた公共放送が存在。地上波による商業放送は存在せず。	基本的には全国放送。一部地域ごとの放送が存在。 ※全国向けの放送（公共放送及び商業放送）と地域ごとの商業放送が存在。
再送信に係る規律	区域内	<ul style="list-style-type: none"> 再送信にあたり、放送事業者の同意が必要。【有テレ法】 再送信にあたり、著作権者及び著作権隣接権者の許諾が必要。【著作権法】 総務大臣が指定する難視聴地域においては再送信義務あり（同意は不要）。なお、過去一度も発動されたことがない。【有テレ法】 義務再送信の場合、放送事業者の著作権隣接権は働かない。【著作権法】 	<ul style="list-style-type: none"> 同一市場内にある地上波放送の再送信義務あり。（マストキャリア）【通信法】 マストキャリアでは、著作権者への対価支払いの必要なし。【著作権法】 	<ul style="list-style-type: none"> 地上波放送の再送信義務あり。（マストキャリア）【通信法】 マストキャリアでは、著作権者の許諾不要。【著作権法】 	<ul style="list-style-type: none"> 公共放送チャンネルの再送信義務あり。（マストキャリア）【視聴覚法】 マストキャリアでは、著作権者の許諾不要。【著作権法】 商業放送の再送信については、放送事業者の同意が必要。【視聴覚法】 	<ul style="list-style-type: none"> 州ごとの地上波放送の再送信義務あり。（マストキャリア）【ベルリン州及びブランデンブルク州の放送に関する協定】 マストキャリアでも、著作権者は報酬請求権を有している。【著作権法】 	<ul style="list-style-type: none"> 公共放送（放送公社と教育放送公社）の再送信義務あり。（マストキャリア）【放送法】 マストキャリアでは、著作権者の許諾不要。【著作権法】 その他の再送信については、放送事業者の同意が必要。【放送法】 その他の再送信については著作権者の許諾も必要。【著作権法】
	区域外	<ul style="list-style-type: none"> 再送信にあたり、放送事業者の同意が必要。【有テレ法】 再送信にあたり、著作権者及び著作権隣接権者の許諾が必要。【著作権法】 	<ul style="list-style-type: none"> 同一市場外の地上波放送局（非商業放送局を除く）の再送信については、地上波放送局の明示の同意が必要。【通信法】 ケーブル事業者は、国が定めた使用料を著作権者へ支払い。【著作権法】 	<ul style="list-style-type: none"> 政府は、放送事業者に対し、ケーブル事業者への地上波放送の提供を義務づけることが可能。【通信法】 著作権者は、再送信するケーブル事業者に対する許諾権又は報酬請求権を有する。【著作権法】 	<ul style="list-style-type: none"> 商業放送の再送信については、著作権者の許諾必要。【著作権法】 	<ul style="list-style-type: none"> 放送に関する協定上、区域外再送信に関する特段の規定はない。 	<ul style="list-style-type: none"> 再送信については、放送事業者の同意が必要。【放送法】 著作権者の許諾も必要。【著作権法】
ケーブルテレビの世帯普及率	40% (平成18年12月現在)	59% (平成17年末現在)	13% (平成16年末現在)	14% (平成16年末現在)	57% (平成16年末現在)	76% (平成17年末現在)	

【出典】「ケーブルテレビの海外事情に関する調査研究報告書（総務省委託調査研究）」（榊野村総合研究所）、「データブック世界の放送2006」（NHK放送文化研究所編）「諸外国のインターネット映像配信事業での権利処理等に係る法制度とビジネス特性に係る調査（総務省委託調査研究）」（株）三菱総合研究所等